

杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和8年10月26日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第110号

杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び条例で使用する用語の例による。

(設備の基準)

第3条 条例第16条第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、面積は1人につき3.3平方メートル以上とすることができる。
- (2) 少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、面積は8平方メートル以上とするよう努めること。
- (3) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (4) 入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (5) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (6) 浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第4条 一時保護施設は、条例第19条第2項及び第3項に定めるもののほか、特

に個別的な支援を要する児童に対応するため、必要な員数の児童指導員、保育士及び心理療法担当職員を確保するよう常に努めるものとする。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。